

「年金受取ご予約定期預金」規定

年金受取ご予約定期（以下「この預金」といいます。）は、この規定により取扱い、この規定にない事項については、自動継続自由金利定期預金（M型）規定、総合口座取引規定により取扱います。

1.（預入対象者）

この預金の預入は、年齢満58歳以上65歳未満の個人で、当行の年金受取ご予約サービスの申込みにより公的年金（国民年金、厚生年金、共済年金のいずれかの年金に限ります。）の受取をご予約いただいている方とします。

2.（取扱店）

この預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

3.（預入金額等）

- （1） この預金の預入金額は100円以上300万円以下とし、預入単位を1円単位とします。
- （2） 当行本支店においてこの預金を複数口預入する場合、預入金額合計は300万円を上限とします。

4.（預入利率）

- （1） この預金は、預入金額が300万円未満の場合は1年ものスーパー定期の、300万円以上の場合は1年ものスーパー定期300の預入日現在の店頭表示利率に当行所定の優遇金利を上乗せした利率（以下「特約利率」といいます。）を適用します。
- （2） 前記（1）の優遇金利は、市場動向等により見直しする場合があります。

5.（満期日）

この預金の満期日は、初回は預入日から起算して1年以上2年未満の期間内の預金者の誕生日とします。2回目の満期日は当該満期日から1年後応当日とし、以後同様とします。

6.（自動継続）

- （1） この預金は、通帳（または証書表面）記載の満期日に1年ものの「年金受取ご予約定期」に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- （2） この預金の利息は、満期日（継続したときはその満期日）に指定預金口座に入金します。
- （3） 自動継続したこの預金の継続後の利率は、継続日における特約利率とします。
- （4） 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

7.（自動継続の停止）

- （1） 預金者が満65歳を経過して公的年金の振込金の入金がなかった場合（繰下支給等の相当の理由がある場合を除きます。）は、この預金の自動継続を停止します。
- （2） 自動継続を停止した場合、この預金は満期日以後に支払います。

8.（預金の支払時期）

この預金は、通帳（または証書表面）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

9.（規定の変更等）

- （1） この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- （2） 前記（1）の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上